

# 令和元年10/1(火) から体育施設の使用料を ご負担いただきます

三重県教育委員会保健体育課

(料金表)



陸上競技・野球・サッカー  
ができる広さです。



体 育 施 設	単 位	金 額
運動場	10,000 m <sup>2</sup> 未満 1 時間につき	300 円
	10,000 m <sup>2</sup> 以上 1 時間につき	600 円
テニスコート	1 面 1 時間につき	200 円
体育館 バスケットボールができる 広さです。	600 m <sup>2</sup> 未満 1 時間につき	300 円
	600 m <sup>2</sup> 以上 1 時間につき	600 円
トレーニング場	全面 1 時間につき	100 円
武道場 柔道場か、 剣道場1面 です。	半面 1 時間につき	100 円
	全面 1 時間につき	200 円
弓道場	全面 1 時間につき	100 円
レスリング場	全面 1 時間につき	100 円
卓球場	全面 1 時間につき	100 円
体操場	全面 1 時間につき	200 円
ウェイトリフティング場	全面 1 時間につき	100 円
フェンシング場	全面 1 時間につき	100 円
ボクシング場	全面 1 時間につき	100 円

は、一時間に満たない時間  
は一時間とします。

照明設備の使用料は、施設使用料に加えて  
納めていただきます。

みなさんからいただいた使用料は、体育用具の更新等、  
環境整備に充て、良好な環境整備に努めます！

## スポーツに親しんで 健康になろう！



# 体育施設の使用方法

①申請者は、使用を希望する学校に、体育施設使用許可申請書を提出する

※申請する前に施設の空き状況を学校へ確認してください。

申請書の内容を確認しましたか？

すべての項目に記入しましたか？

②学校から、体育施設使用許可書を受ける

使用日時、条件を確認してください。

※学校の都合で許可されない場合もあります。

【**使用許可を受けた事項を変更する場合**】

使用する日の5日前までに、体育施設使用(変更)許可申請書を提出してください

③体育施設を使用する

鍵の受け渡しは、各学校の指示に従ってください。

学校の指示に従って体育施設を使用してください。

※使用後は、使用簿に記入してください。

④使用料は、納入通知書により金融機関で納める

納入期限までに納めてください。

## 体育施設を開放している学校

※体育施設を開放している県立学校、開放施設一覧、所在地、連絡先等については、

(<http://www.pref.mie.lg.jp/SPORTS/HP/881750001.htm>)  
よりご確認ください。



※ご不明点等ございましたら、各学校まで、お問い合わせください。